

六ヶ所再処理施設における 新規規制基準に対する適合性

事業指定基準規則等の要求への対応について
(重大事故等対処施設)



日本原燃株式会社

令和元年12月10日

1. 事業指定基準規則等の要求への対応について

- 重大事故等対処施設に関する条文および「重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力」に関しては、下表のような項目とする。
- 各事象については、重大事故等への対処(有効性評価)、重大事故設備、対処手順等を併せて適合性を説明する。

事業指定基準規則 条文		本日説明
第28条 重大事故等の拡大の防止等	重大事故の事象選定	
	重大事故等の対処に係る有効性評価の基本的な考え方	○
	臨界事故への対処	○
	冷却機能の喪失による蒸発乾固への対処	○
	放射線分解により発生する水素による爆発への対処	
	有機溶媒等による火災又は爆発への対処	
	使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止に係る対処	
	重大事故が同時に又は連鎖して発生した場合の対処	
	必要な要員及び資源の評価	
第29条	火災等による損傷の防止	
第30条	重大事故等対処施設の地盤	
第31条	地震による損傷の防止	
第32条	津波による損傷の防止	
第33条	重大事故等対処設備	

1. 事業指定基準規則等の要求への対応について



事業指定基準規則 条文		本日説明
第34条	臨界事故の拡大を防止するための設備	○
第35条	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	○
第36条	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	
第37条	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備	
第38条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	
第39条	放射性物質の漏えいに対処するための設備	
第40条	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	
第41条	重大事故等の対処に必要なとなる水の供給設備	
第42条	電源設備	
第43条	計装設備	
第44条	制御室	
第45条	監視測定設備	
第46条	緊急時対策所	
第47条	通信連絡を行うために必要な設備	

1. 事業指定基準規則等の要求への対応について



重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力		本日説明
技術的 能力	重大事故等対策における共通事項	
	臨界事故の拡大を防止するための手順等	○
	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等	○
	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための手順等	
	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための手順等	
	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等	
	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等	
	重大事故等への対処に必要なとなる水の供給手順等	
	電源の確保に関する手順等	
	事故時の計装に関する手順等	
	制御室の居住性等に関する手順等	
	監視測定等に関する手順等	
	緊急時対策所の居住性等に関する手順等	
	通信連絡に関する手順等	
大規模損壊		
原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について		